

都市計画法第40条第1項・第2項の規定に基づく帰属申請書類チェック表

(土木部路政課)

帰属申請書について、以下の内容をご確認の上、完了検査の2週間前までに路政課へご提出ください。

| 書類名 | 確認事項 | 注意事項 | チェック欄(✓) |
|-------------------------|-------------------------------------|---|----------|
| 1 帰属申請書 | 日付 | ・完了公告日の翌日が申請日となる。 | |
| | 開発行為の所在地番 | ・開発区域の地番をすべて記入する。 ・関する工事がある場合はその地番もすべて記入する。 | |
| | 帰属道路の地番 | ・全部事項証明書の面積を記入する。 ・地目は公衆用道路とする。 | |
| | ※(40条1項の場合のみ) 市から帰属を受ける 土地の地番 | ・全部事項証明書の面積を記入する。 ・地目は公衆用道路とする。 | |
| | 許可年月日 | ・変更等がある場合は併せて記入する。 | |
| | 完了公告年月日 | ・提出時は空欄にする。 | |
| | 押印及び捺印 | ・実印で押印する。 | |
| 2 案内図 | 添付 | | |
| 3 土地利用計画図 | 電子データの提出 | ・PDF及びDXFで電子データも提出する。 | |
| 4 公図 | 添付 | ・帰属用地等の分筆完了後のものであること。 ・隣接地権者名を明記する。 ・開発区域を朱書きする。 ・法務局から発行されている公図を添付する。 | |
| 5 公共施設求積図 | 添付 | ・筆ごとの求積図及び全体の求積図を添付する。 ・法務局から発行されている地積測量図を添付する。 | |
| 6 道路境界確定図 | 添付 | ・路政課道路台帳班と協議すること。 (区域線図作成及び境界標設置について) ・道路の拡幅がある場合、拡幅前・後がわかる図面を作成すること。 ・道路の新設がある場合、道路延長及び最大・最小幅員を示す図面を作成すること。 | |
| | 電子データの提出 | ・PDF及びDXFで電子データも提出する。 | |
| 7 隣接土地所有者の 境界同意書 | 添付 | ・新設道路と接する土地の所有者から同意書を取得すること。(点で接する場合も必要。) ・個人の場合、署名押印されているものであること。 ・隣接する土地の全部事項証明書を添付する。 (コピー等可) | |
| | 押印及び捺印 | ・認印でもよい。 | |
| 8 登記原因証明情報 兼登記承諾書 | 添付 | ・提出時は日付及び原因日を空欄にする。 ・全部事項証明書の面積を記入する。 | |
| | 押印及び捺印 | ・実印で押印する。 | |
| 9 印鑑証明書 | 添付 | | |
| 10 市に帰属する土地 の全部事項証明書 | 添付 | ・地目を公衆用道路にする。 ・抵当権等を抹消する。 ・法務局で発行するものを添付する。(原本) | |
| 11から16 図面等 | 添付 | | |
| 17 議事録 | 添付 | ・道路台帳班と協議後に作成する。 | |
| 18 その他 | 添付 | ・その他関係書類がある場合は添付する。 ・40条1項の場合は、所有権移転登記に伴う登録免許税として収入印紙が必要となる。(税額については、予め路政課へ確認すること。) | |

その他、ご不明な点がございましたら、提出前に路政課へお問い合わせください。

※協議等で来庁する際は、事前に電話連絡をお願いいたします。